

# J A F 国内スピード競技 コースの公認に関する規定

2002年	7月31日	制 定
2003年	1月 1日	施 行
2004年	3月22日	改 正
2004年	4月 1日	施 行
2009年	11月26日	改 正
2011年	1月 1日	施 行
2013年	8月 1日	改 正
2014年	1月 1日	施 行

## 第1条 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、スピード競技の公正と安全を確保するため、国内のスピード競技コースの公認に関し、J A F 国内競技規則に基づき、本規定を定める。

## 第2条 公認および競技の開催

公認スピード競技に使用されるコースは、J A F の公認を必要とする。  
ただし、ジムカーナとダートトライアルのクローズド競技については、公認コースの使用を推奨する。

J A F はスピード競技コースを公認する際、1 級から 3 級までの格式を付与する。各級の開催できる競技会の内容および具備すべき要件は次の表 2-1 の通りである。ただし、臨時コースについては、開催できる競技会の内容および具備すべき要件について個別に審査が行われる。

表 2-1：コース格式と開催できる競技会の内容および具備すべき要件

			1級	準1級	2級	3級	
	コース格式と開催できる競技会の内容	開催できる競技会の格式	国内競技以下	国内競技以下	準国内競技以下	地方競技以下	
		出走可能車両クラス	ジムカーナ	P,PN,N,SA, SAX,B,AE, SC,D	P,PN,N,SA, SAX,B,AE, SC	P,PN,N,SA, SAX,B,AE, SC	P,PN,N,SA, SAX,B,AE
			ダートトライアル	P,PN,N,SA, SAX,B,AE, SC,D	—	P,PN,N,SA, SAX,B,AE, SC,D	P,PN,N,SA, SAX,B,AE
		観衆導入	○	○	○	×	
安全体制	防護設備	第9条安全基準に合致した防護設備	○	○	○	○	
	消火体制	第9条安全基準に従った消火体制	○	○	○	○	
	救急施設	第9条安全基準に従った救急施設（救護室および救急活動専用車両）	○	○	○	○	
	観衆	観衆に対する安全基準を満たした観衆エリアの仕切り設備	○	○	○	×	
防護設備	パドック	参加台数を収容できるパドックの設置	○	○	○	○	
	参加者用掲示板	参加者用掲示板の設置	○	○	○	○	
	駐車場	充分な台数を収容できる駐車場の設置	○	○	○	×	
	施設案内板	施設案内板の設置	○	○	○	×	
	車検場	隔離された車検場の設置	○	○	×	×	
	本部建物	競技会の運営、管理を行うための建物の設置	○	○	×	×	
	審査委員会室	審査委員会室の設置	○	○	×	×	
	放送設備	放送設備の設置	○	○	×	×	
	放送管理	コース施設管理責任者の選任	○	○	×	×	

### 第3条 コースの種別

国内公認スピード競技コースの種別は以下の通りとする。

#### 1. 常設：

コースの諸設備が常設で、モータースポーツに供することを主目的として開設される常時使用できるコースであって、かつ原則として競技会開催期間中以外であっても、練習走行等のモータースポーツ関連の目的に使用できる状態であること。

#### 2. 準常設：

常設の条件に準じ、部分的に恒久的な諸設備を有するコースで、モータースポーツに供することを主目的として開設されるコースではないが、当該年の国内スポーツカレンダーに登録された競技会の開催に供することが可能な状態であること。

#### 3. 臨時：

コースおよび諸設備が臨時的で、特定の競技会に使用するために一時的に準備されるコース。

## 第4条 公認申請の資格

JAFにコース公認申請を行う者（以下「公認申請者」という。）の資格は、コース公認の種類により、以下の通りとする。なお公認後、公認申請者がその資格を失った場合、その時点で当該コース公認は無効となる。

### 1. 常設：

- 1) 申請するコースを所有する法人・団体または当該コース運営を委任された法人・団体で、JAF公認団体またはJAF加盟団体
- 2) コースの所有者から公認期間を通じ有効となる使用契約を得たJAF公認団体またはJAF加盟団体で、JAFが審査し認めた者

### 2. 準常設：

- 1) 申請するコースを所有する法人・団体または当該コース運営を委任された法人・団体で、JAF公認団体またはJAF加盟団体
- 2) コースの所有者から公認期間を通じ有効となる使用契約を得たJAF公認団体、JAF加盟団体、JAF公認クラブ、JAF加盟クラブまたはJAF準加盟クラブ

### 3. 臨時：

- 1) 申請するコースを所有する法人・団体または当該コース運営を委任された法人・団体で、JAF公認団体またはJAF加盟団体
- 2) コースの所有者から競技会開催に必要となる期間中有効となる使用契約を得たJAF公認団体、JAF加盟団体、JAF公認クラブ、JAF加盟クラブまたはJAF準加盟クラブ

## 第5条 公認の手続き

公認申請手続きは、以下の通りとする。

### 1. 申請手続き

公認申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し、下記の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の3ヶ月前までにJAFに提出すること。

また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の11月末日までに

所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と所定の申請料を添えて J A F に提出すること。

※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。その場合は、提出方法について予め J A F に確認すること。

## 2. 添付書類（各 1 部）

### 1) 競技内容説明書：

開催を意図するスピード競技およびその参加車両区分を詳細に記入すること。なお、新規申請の場合は最初に開催を予定している公認競技会の開催日を記入すること。

### 2) 案内図：

50,000分の 1 以上の正確な地図に次の事項を記入すること。

- (1) コースの位置
- (2) 応需病院（指定の救急病院）の位置（距離および所要時間を記入）
- (3) 主要道路からの進入路（および／または最寄りの鉄道駅からの進入路）

### 3) 競技コース全体図：

競技コース全体図には次の施設を明記すること。

- (1) 防護設備
- (2) 救急施設
- (3) パドック
- (4) 参加者用掲示板
- (5) 観衆導入エリア（通路を含む）（2 級以上）
- (6) 施設案内板（2 級以上）
- (7) 一般駐車場（2 級以上）
- (8) 再車検場（1 級及び準 1 級）
- (9) 本部建物（1 級及び準 1 級）
- (10) 審査委員会室（1 級及び準 1 級）
- (11) 放送設備（スピーカー設置箇所）（1 級及び準 1 級）

### 4) コース使用契約書写し：

コースの所有者と公認申請者が異なる場合には、申請する公認期間

満了まで有効なコース使用に関する両者間の契約内容を証明する書面の写しを提出のこと。

5) その他 J A F の求める資料。

## 第6条 コースの査察

J A F は、第9条安全基準に従い、コース査察を行い、安全事項に関する勧告指導を行う。

なお、本査察は J A F がコースの安全事項について勧告指導を行う目的で実施されるものであり、査察を行ったコースにおいて事故が発生しても、J A F はなんら責任を負うものではない。

### 1. 査察

#### 1) 義務づけられる査察

- (1) J A F 公認スピード競技コースとして新規申請を行う場合。
- (2) 既存の J A F 公認スピード競技コースで全日本選手権を開催する場合。(隔年実施)
- (3) 既存の J A F 公認スピード競技コースで J A F が必要と認めた場合。

#### 2) 臨時に行われる査察

- (1) 重大な事故が発生し、J A F が必要と認めた場合。
- (2) 公認申請者または競技会オーガナイザーより特に要請があり、J A F が必要と認めた場合。(査察にかかる費用は要請者の負担とする。)
- (3) その他 J A F が特に必要と認めた場合。

### 2. 査察員

査察は、J A F が指名する J A F 安全部会委員またはその他の適格者によって実施される。

### 3. 査察立会人

査察にはコース申請者が管理人、あるいは J A F が認めた代理人が立ち会わなければならない。査察中は認められた者以外の立ち会いは許されない。

### 4. 査察項目

査察は第9条安全基準の各項目について行われる。

#### 5. 査察実施に関する確認事項

JAFは公認申請者との間で査察の日程およびその他実施に必要な事項について連絡、確認を行う。

### 第7条 査察報告

JAFは、査察終了後、直ちに査察報告書を公認申請者に送付する。

公認申請者は、査察報告書に記載された事項に関して、受領した日から20日以内に意見を申し立てることができる。この期限内に意見の申し立てがない場合には、その報告書は最終のものとされ、必要とされる改修、その完成期限など、報告書に記載されている事項全てを公認申請者が受け入れたものとする。

査察報告書の内容に関してJAFと公認申請者との間に見解の相違がある場合には、JAFが検討し、最終決定を行う。

### 第8条 許可証の発給

すべての勧告指導および最終査察報告書による必要条件を満たしているコースに対し、その時点の安全基準を公認の有効期間中継続して保持することを条件に「JAFスピード競技コース許可証」（以下「許可証」という）が発給される。

#### 1. 許可証の内容

- 1) コースの種別
- 2) 公認の種別
- 3) 有効期間
- 4) その他条件
- 5) コース図

#### 2. 有効な競技種目

許可証は、当該コースに許された競技種目（ジムカーナ、ダートトライアル等）に対してのみ有効である。他のスピード競技の開催には、別途申請に基づく許可を必要とする。

### 3. 公認の有効期間

常設および準常設コースの許可証の有効期間は、許可証発給日からその年の12月31日までとする。

なお、常設コースの公認の有効期間は、申請に基づき許可証発給日から翌々年の12月31日まで認められる。

臨時コースの公認の有効期間は、原則として当該競技会の期間中に限られる。

## 第9条 安全基準

### 1. 通則

1) 本基準はJAF公認のスピード競技を開催するコースとして事前に満足しておくべき条件を定めたものである。

2) JAFはコース公認にあたり本基準に従いコース査察を行い、既設のコースについては過去の運営上の経験と実績を考慮し、また新設のコースについてはそのコースの立地条件および運営のための安全面等を調査した後、代案または特例を認めることができる。

### 2. コースの基準

スピード競技に使用する競技コースは、競技種別毎に以下に定める基準に従い設定する。

#### 1) ジムカーナコース

(1) 全長：300m以上3,000m以下とする。直線区間は300m以下とする。

(2) 幅員：3m以上。

ただし高速制限のため限定された個所にゲート幅を設置する場合は、参加車両に応じ3m以下の幅員が許される。

(3) 路面：コース路面は原則として平坦なこと。軟弱な部分のない、硬く表面処理された路面（ターマック、コンクリート、アスファルト等）とする。

(4) フィニッシュエリア：

フィニッシュラインは最終の方向転換から10m以上の位置に設けることとする。

(5) 減速レーン（ストップレーン）：

フィニッシュラインの前方には安全な直線の減速レーンを設けること。減速レーンの距離は最終方向転換とフィニッシュライン間の距離の1.5倍以上を必要とし、かつ走路と同様の路面であること。

2) ダートトライアルコース

(1) 全長：500m以上。

(2) 幅員：2 m以上。

(3) 路面：特に危険な状態でない非舗装路とし、全長の20%以内ならば、舗装路面を含むことができる。

(4) フィニッシュエリア：

フィニッシュラインは最終の方向転換から10m以上の位置に設けることとする。

(5) 減速レーン（ストップレーン）：

フィニッシュラインの前方には安全な直線の減速レーンを設けること。減速レーンの距離は最終方向転換とフィニッシュライン間の距離の1.5倍以上を必要とし、かつ走路と同様の路面であること。

3) その他のスピード競技コース

下記の競技コースについては、F I Aの定める規則・基準またはJ A Fが定める当該公認規定に準拠し、個別に審査される。

(1) ヒルクライム競技コース

(2) ドラッグレース競技コース

(3) ラリークロスおよびオートクロス競技コース

(4) ツイントライアル競技コース

(5) 上記(1)～(4)以外のスピード競技コース

3. 観衆エリアの設定と防護設備の基準

競技コースの周辺に観客を導入する場合には、安全に十分注意し、下記に示すセーフティゾーンおよび／または防護設備を整えること。ダートトライアルコースについては、想定される競技コースからの飛散物に対し策を講じること。

また、車両がコースを逸脱した場合、重大な危険を招くことのないよう留意し、特に転落の恐れのある箇所についても下記に掲げる防護設備



もしくは同等の効果を有する他の防護設備を設置すること。

#### 1) コーナーの外側

- (1) 表9-1の防護設備を用いる場合は、走路端から防護設備までの間に、少なくとも次に示す計算式によって求められる距離のセーフティゾーンを確保し、さらに防護設備の後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。

$$\text{舗装路} : \frac{V^2 - 920}{230} \text{ (m)} \quad \text{非舗装路} : \frac{V^2 - 920}{130} \text{ (m)}$$

Vは参加車両のうち最も速い車両のコーナー進入初速度をkm/hで表したものである。

- (2) 表9-2の防護設備を用いる場合は、防護設備の端から同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。
- (3) 表9-3の防護設備は競技運転者、競技参加者その他競技に関わる者のみの防護を目的としたものであり（例：防護設備の開口部を塞ぐ場合等）、少なくとも(1)に示す計算式によって求められる距離のセーフティゾーンを確保し、さらに防護設備の後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った立入り可能エリアを設定すること。

#### 2) コーナーの内側および直線部

- (1) 表9-1の防護設備を用いる場合は、その後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。
- (2) 表9-2の防護設備を用いる場合は、防護設備の端から同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った観衆エリアを設定すること。
- (3) 表9-3の防護設備は競技運転者、競技参加者その他競技に関わる者のみの防護を目的としたものであり（例：防護設備の開口部を塞ぐ場合等）、その後方に同表に示す隔離距離をおきロープ等で仕切った立入り可能エリアを設定すること。

表 9-1

防護設備	仕 様	隔離距離
コンクリートウォールまたは石垣	高さ75cm以上、厚さ20cm以上。	3m以上
仮設コンクリートウォール	高さ90cm以上、厚さ7cm以上、1個あたりの正面幅180cm以上、奥行は高さの80%以上。	
ガードレール	J I S A種の仕様が望ましい。ジムカーナD車両が走行する場合は2段ガードレールとする。	
土嚢または土盛	高さ1m以上、上底1.8m以上、下底3m以上。走路に対し60°以上の角度を有すること。	4m以上

上記以外の防護設備についてはJ A Fが査察・検証を行ったうえこれを代案として認めることがある。

表 9-2

防護設備	仕 様	隔離距離
自然または人工の防護壁の上に観衆を入れる場合	高さ2m以上、2.5m未満の防護壁。走路に対し60°以上の角度を有すること。	1.5m以上
	高さ2.5m以上の防護壁。走路に対し60°以上の角度を有すること。	50cm以上

表 9-3

防護設備	仕 様	隔離距離
車 列	軽自動車およびトラックは使用不可。ジムカーナD車両が走行する場合は前面にタイヤバリアを設置すること	4m以上

### 3) タイヤバリア

ガードレールやコンクリートウォール設置に伴い、衝突する車両の衝撃を和らげるため、タイヤバリアの設置が必要な場合がある。

タイヤバリアは、ガードレール等の後部支持体に堅固に固定されることが望ましい。

### 4. パドックの基準

パドック（競技車両を保管、待機できる場所）は、前記の表9-1・表9-2・表9-3により競技コースと明確に仕切ること。また減速レーンから直進してパドックへ進入することなく、パドック入口で必ず一旦停止を要する設定としなければならない。

### 5. 消火体制の基準

コースのいかなる地点にあっても消火要員は事故発生後実際に可能な範囲で出来るだけ早く現場に到着し、車両の火災を消火するために適切な方法で介入し得ること。

このため消火要員は常時使用できる内容量3kg以上（ハロンについて

は1kg以上)の乾性の化学消火器、またはそれと同等の能力を有する消火器を常時1本以上携行し待機すること。

また、オーガナイザーは上記消火器を、ジムカーナ競技については競技中少なくとも常時3本以上、ダートトライアル競技については各走路監視ポスト毎に競技中少なくとも常時1本以上用意すること。また、消火活動専用の車両を用意することが望ましい。

なお、オーガナイザーは競技開始前に消火機材および消火要員の準備体制について確認すること。

## 6. 救急施設の基準

1) ドライバーの事故の手当てに限らず、参加関係者、役員をも含めて応急手当ができる体制であること。観衆については別途に応急手当ができる体制を備えておくことを推奨する。救急施設(救護室)の設置にあたっては、視覚的隔離に留意のうえ、1階に置き、衛生管理用給水設備を確保すること。

2) 救急活動専用の車両を複数台用意すること。

## 第10条 コースの安全確保

1. 公認されたコースについては、第9条「安全基準」に従って競技会開催中の安全性を確保すること。また、公認申請者は、競技会に限らず練習走行またはテスト走行であっても、コースで発生した事故については速やかにJAFに報告すること。

2. 競技会審査委員会は、コースが本規則に定める安全基準に適合していない場合、または査察に基づくJAF指導勧告、改善指示が実行されていない場合は、コースを修正させ、もしくは競技会を中止させることが出来る。

3. 公認申請者は、公認を取得した後コースレイアウトや安全施設に対する変更、改修を行う場合には、事前にJAFに報告しその指示に従うこと。もしこれを怠った場合は、格式の変更もしくはコース公認の取り消しが課される場合がある。その場合既に支払った公認申請料は返還されない。

## 第11条 施行年月日

本規定は、2014年1月1日より施行する。